北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月3日

北上地区消防組合 管理者 北上市長

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和49年北上地区消防組合規則第16号)の一部を次のように改正する。

	北上地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和49年北上地区消防組合規則第16号)の一部を次のように改正する。					
	改正前	改正後				
1	(趣旨)	(趣旨)				
	第1条 この規則は、北上地区消防組合火災予防条例(昭和49	第1条 この規則は、北上地区消防組合火災予防条例(昭和49				
	年条例第13号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事	年 <u>北上地区消防組合</u> 条例第13号。以下「条例」という。)の実				
	項を定めるものとする。	施に関し必要な事項を定めるものとする。				
	(<u>様式等</u>)	(<u>申請及び届出</u>)				
	第3条 条例に規定する <u>承認申請書又は届出書等</u> は、次の各号	第3条 条例に規定する <u>申請及び届出</u> は、次の各号に定める様				
	に定める様式によらなければならない。	式によらなければならない。				
	(1) 条例第23条第1項ただし書 <u>の規定により、</u> 喫煙若しくは	(1) 条例第23条第1項ただし書 <u>に規定する</u> 喫煙若しくは裸				
	裸火の使用又は危険物の持込みについて承認を受けよう	火の使用又は危険物の持込みについて承認を受けようと				
	とするとき <u>は、裸火使用等承認申請書(様式第2号)とす</u>	するとき <u>の申請は、様式第2号</u>				
	<u>る。</u>					
	(1)の2 条例第42条の3第2項に規定する指定催しの火災					
	予防上必要な業務に関する計画提出書は、様式第2号の2					
	(2) 条例第43条第1項に規定する防火対象物使用開始の <u>届</u>	(2) 条例第43条第1項に規定する防火対象物使用開始の <u>届</u>				
	<u>け出</u> は、様式第3号	<u>出</u> は、様式第3号				
	(3) 条例第44条第1号から第8号の2までに規定する火を	(3) 条例第44条第1号から第8号の2までに規定する火を				
	使用する設備の設置 <u>届け出</u> は、様式第4号	使用する設備の設置 <u>の届出</u> は、様式第4号				
	(4) 条例第44条第9号から第12号までに規定する発電設備	(4) 条例第44条第9号から第12号までに規定する発電設備				

等の設置の届け出は、様式第5号

- (5) 条例第44条第13号に規定するネオン管灯設備設置の届 け出は、様式第6号
- (6) 条例第44条第14号に規定する水素ガスを充てんする気 球の設置届け出は、様式第7号
- (7) 条例第45条第 1 号に規定する火災とまぎらわしい煙又 は火炎を発するおそれのある行為の届け出は、様式第8号
- (8) 条例第45条第2号に規定する煙火の打上げ、仕掛けの届 け出は、様式第9号
- (9) 条例第45条第3号に規定する劇場等以外での催物開催 の届け出は、様式第10号
- (10) 条例第45条第4号に規定する水道の断水又は減水の届 け出は、様式第11号
- (11) 条例第45条第5号に規定する道路工事の届け出は、様式 第12号
- (11)の2 条例第45条第6号に規定する露店等の開設の届け 出は、様式第12号の2
- (11)の3 条例第45条の2に規定する指定洞道等の届け出は、 様式第12号の3
- (12) 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵又 は取扱いの届け出は、様式第13号
- (13) 前号によって届け出の後、内容に変更を生じた場合の届 け出は、様式第14号
- (14) 前2号による貯蔵又は取扱いを廃止した場合の届け出 (16) 前2号による貯蔵又は取扱いを廃止した場合の届出は、

等の設置の届出は、様式第5号

- (5) 条例第44条第13号に規定するネオン管灯設備の設置の 届出は、様式第6号
- (6) 条例第44条第14号に規定する水素ガスを充てんする気 球の設置の届出は、様式第7号
- (7) 条例第45条第1号に規定する火災とまぎらわしい煙又 は火炎を発するおそれのある行為の届出は、様式第8号
- (8) 条例第45条第2号に規定する煙火の打上げ、仕掛けの届 出は、様式第9号
- (9) 条例第45条第3号に規定する劇場等以外での催物開催 の届出は、様式第10号
- (10) 条例第45条第4号に規定する水道の断水又は減水の届 出は、様式第11号
- (11) 条例第45条第5号に規定する道路工事の届出は、様式第 12号
- (12) 条例第45条第6号に規定する露店等の開設の届出は、様 式第12号の2
- (13) 条例第45条の2に規定する指定洞道等の届出は、様式第 12号の3
- (14) 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵 又は取扱いの届出は、様式第13号
- (15) 前号によって届出の後、内容に変更を生じた場合の届出 は、様式第14号

は、様式第15号

- (15) 第1号に掲げる承認申請にかかる承認済印は、様式第16 号
- (16) 前号を除く各号の届出書の届出済印は、様式第17号
- (17) 条例第46条の2に規定するタンクの水張検査又は水圧 検査の申請は、水張・水圧検査申請書(様式第18号)を消 防長に提出して行わなければならない。
- 2 前項のうち第1号、第7号から<u>第11号</u>及び第17号について は、次によるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる承認申請書<u>は、正本及び副本の2通</u> とし、それぞれ関係図面を添付しなければならない。
- (2) 消防長は、前号の申請書が提出された場合において、その計画が火災予防上安全と認めるときは、副本に承認印を押して、当該申請書に返付するものとし、その計画が火災予防上支障があると認めたときは、その理由を付して承認できない旨を申請者に通知するものとする。
- (3) 前項第7号から<u>第11号</u>に掲げる行為の<u>届け出</u>については、書類を<u>もつて</u>届け出る余裕がないときは、口頭にかえることができる。
- (4) 消防長は、前項第17号の申請書が提出された場合において水張検査又は水圧検査を行った結果、そのタンクが条例第31条の4第1号、第31条の5第4号又は第31条の6第2号に規定する技術上の規定に適合すると認められるとき

様式第15号

- (17) 条例第46条の2に規定するタンクの水張検査又は水圧 検査の申請は、様式第16号
- 2 前項のうち第1号、第7号から<u>第11号まで</u>及び第17号については、次によるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる承認申請書<u>には、承認を受けようと</u> する場所の図面のほか、必要な図書を添付しなければなら ない。
- (2) 消防長は、前号の申請書が提出された場合において、その計画が火災予防上安全であるか否かを審査し、結果について、裸火使用等(承認・不承認)通知書(様式第17号) により当該申請をした者に通知するものとする。
- (3) 前項第7号から<u>第11号まで</u>に掲げる行為の<u>届出</u>については、書類を<u>もって</u>届け出る余裕がないときは、口頭にかえることができる。
- (4) 消防長は、前項第17号の申請書が提出された場合において水張検査又は水圧検査を行った結果、そのタンクが条例第31条の4第1号、第31条の5第4号又は第31条の6第2号に規定する技術上の規定に適合すると認められるとき

は、少量危険物等タンク検査済証(<u>様式第19号</u>)を当該申請をした者に交付するものとする。

別表 (第2条関係)

	規制事項	4	法	É	<u>4</u>
根拠条文標	識類の種類	幅 cm	長さcm	地	文字
[略]					
第17条第3号	水素ガスを充てんす る気球の掲揚場所の 立入を禁止する旨の 表示	[略]			
[略]					
第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	[略]			
第31条の2第1 号及び第33条第 <u>2項</u>	危険物を貯蔵し、又 は取り扱っている旨 を表示した標識	[略]			

は、少量危険物等タンク検査済証(<u>様式第18号</u>)を当該申 請をした者に交付するものとする。

(指定催しの指定等)

- 第3条の2 条例第42条の2第3項の規定による通知は、指定 催しの指定通知書(様式第19号)により行うものとする。
- 2 条例第42条の2第3項の規定による公示は、次に掲げる事項について告示するものとする。
- (1) 催しの開催場所
- (2) 催しの名称
- (3) 催しの開催期間
- 3 条例第42条の3第2項の規定による計画の提出は、火災予 防上必要な業務に関する計画提出書(様式第20号)により行 うものとする。

別表 (第2条関係)

		規制事項			
条例の根拠条文	条例の根拠条文 標識類の種類		寸 法		<u>4</u>
		幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]					
第17条第3号	水素ガスを充てんす る気球の掲揚場所の 立入を禁止する旨の 標示	[略]]		
[略]					
第23条第 4 項第 2 号	「喫煙所」と表示し た標識	[略]]		
第31条の2第2 <u>項第1号</u>	危険物を貯蔵し、又 は取り扱っている旨 を表示した標識	[略]]		

第34条第5号	指定可燃物を貯蔵 し、又は取り扱って いる旨を表示した標 識	[略]		
第31条の2第1 号及び第33条第 <u>2項</u>	危険物の品名、最大 数量等を掲示した掲 示板	[略]	[略]	[略]
第34条第5号	指定可燃物の品名、 最大数量等を掲示し た掲示板	[略]	[略]	
第39条第4項	定員表示板	[略]		
第39条第4項	満員札	[略]		

第33条第3項及 び第34条第2項 第1号	指定可燃物を貯蔵し 、又は取り扱ってい る旨を表示した標 識	[略]]	
第31条の2第2 項第1号	危険物の品名、最大 数量等を掲示した掲 示板	[略]	[略]	[略]
第33条第3項及 び第34条第2項 第1号	指定可燃物の品名、 最大数量等を掲示し た掲示板	[略]	[略]	
第39条第4号	定員表示板	[略]]	
第39条第4号	満員札	[略]]	

様式第2号の2を削り、様式第2号、様式第3号から様式第15号まで及び様式第18号中「⑩」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

改正前					改正征	发		
様式第2号(第3条関係)			様式第2号(第3	条関係)				
	<u>裸 火 等 使 用</u>	承認申	請書		<u>裸 火 使</u>	用等承	: 認 申 記	清 書
[略]				[略]				
	所 在 地		電話		所 在 地			電話
	名称				名 称			
防火対象物	防火管理者			防火対象物	用途		収容人員	
	<u>氏 名</u>				<u>/11 //E</u>		松谷八貝	
	収容人員				防火管理者			
使用の目的				承認を受けよ	<u>階</u>		名 称	
使用の自即				<u>うとする場所</u>	<u>P自</u>		<u>和 </u>	
使用火の種別		使用方法			<u>種 別</u>	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
区/11/八0/1里/11				承認を受けよ	期 間			
使 用 期 間		位置構造		うとする内容	内容・目的			
>V t+ □ =0 (# k*								
消防用設備等								
又は特殊消防				消防用設備等				
用設備等の								
概要				[m/r]				
[略]				[略]				

備考 1~4 [略]	備考 1~4 [略] 5 承認を受けようとする場所の図面ほか、必要な図書を添付すること。
様式第 3 号 (第 3 条関係) 防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 出 書 [略]	様式第3号(第3条関係) 防火対象物使用開始届出書 [略]
[略] 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。 2~7 [略]	[略] 備考 1 この用紙の大きさは、 日本産業規格A4とすること。 2~7 [略]

様式第16号及び様式第17号を削り、様式第18号を様式第16号とし、様式第16号の次に次の1様式を加える。

裸火使用等(承認·不承認)通知書

第号年月

様

北上地区消防組合消防本部 消防長

印

年 月 日付けで申請のあった裸火の使用等の行為について審査した結果、(承認・不承認) したので通知します。

記

		扣上
	所 在 地	
防火対象物	名 称	
	用 途	
承認する場所	階	
予認りる場別	名 称	
	期間	
	種 別	
承認する内容	内 容	
	消防用設備等	等
	その他必要	
	事	頁
不 承 認	理由	

備考 様式下欄には、教示について記載することができる。

改正前	改正後		
様式第19号 (第3条関係)	様式第18号 (第3条関係)		
少量危険物等タンク検査済証(第3条関係)			
(その1)	(その1)		
少量危険物・指定可燃物タンク検査済証	少量危険物等タンク検査済証		
[略]	[略]		
備考 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。			
(その2)	(その2)		
タ ン ク 検 査 済 証	<u>少量危険物等</u>		
	タンク検査済証		
	<u> </u>		
検 査 圧 力 k P a	検査圧力 kPa		
検 査 番 号 第 号	検 査 番 号 第 号		
検査年月日 年 月 日	検査年月日 年 月 日		
北上地区消防組合	北上地区消防組合		
備考 1 大きさは、縦5センチメートル、横7センチメー	備考 1 大きさは、縦5センチメートル、横7センチメー		
トルとする。	トルとする。		
2 材質は、金属板とする。	2 材質は、金属板とする。		
3 この <u>タンク検査済証</u> は、タンクの見やすい箇所に 取り付けること。	3 この <u>少量危険物等タンク検査済証</u> は、タンクの見 やすい箇所に取り付けること。		

様式第18号の次に次の2様式を加える。

指定催しの指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

北上地区消防組合消防本部 消防長

北上地区消防組合火災予防条例第42条の2第2項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定のあったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定に対しては、指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

	年	月 日
北上地区消防組合消防本部		
消防長 様		
届出者		
住所		
氏 名(法人の場合は、名称	汲び代表者)	
電話	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
防火担当者		
住 所		
氏 名		
電話		
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出し	ま す	
別称のこれが八次丁的工必安は未物に関する可画音を促出し	Д У 0	
Ha at my		
指定催しの問題を		
開催場所		
指定催しの名称		
開催期間一日開催時間	開始	時 分
	終了	時 分
一日当たりの 露店等の数 露店等の数		
人 出 予 想 人 員 ロコンロ等の火を使用する器具 ロガン	111、空気	の合除版
使 用 火 気 等 口 こう こ 等 の 八 を 使 吊 す る 船 兵 こ ロ カ ク	クソン 守い	77 15 199 199
その他必要事項		
※ 受 付 欄 ※ 経 造	1	欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

	改正前	改正後
2	(申請及び届出)	(申請及び届出)
	第3条 条例に規定する申請及び届出は、次の各号に定める様	第3条 条例に規定する申請及び届出は、次の各号に定める様
	式によらなければならない。	式によらなければならない。
	$(1) \sim (3)$ [略]	$(1)\sim(3)$ [略]
	(4) 条例第44条第9号から <u>第12号</u> までに規定する <u>発電設備</u>	(4) 条例第44条第9号から <u>第13号</u> までに規定する <u>変電設備</u>
	<u>等</u> の設置の届出は、様式第 5 号	<u>等</u> の設置の届出は、様式第5号
	(5) 条例 <u>第44条第13号</u> に規定するネオン管灯設備の設置の	(5) 条例 <u>第44条第14号</u> に規定するネオン管灯設備の設置の
	届出は、様式第6号	届出は、様式第6号
	(6) 条例 <u>第44条第14号</u> に規定する水素ガスを充てんする気	(6) 条例 <u>第44条第15号</u> に規定する水素ガスを充てんする気
	球の設置の届出は、様式第7号	球の設置の届出は、様式第7号
	$(7) \sim (17)$ [略]	(7)~(17) [略]
	2 [略]	2 [略]
	様式第5号(第3条関係) 燃料電池発電設備	様式第5号(第3条関係) 変 電 設 備
	変 電 設 備 設置届出書	急 速 充 電 設 備
	発電 設 備	燃料電池発電設備 設置届出書 発電設備
	L met J	蓄 電 池 設 備
	[略] 備考 1~3 [略]	[略] 備考 1~3 [略]
	4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備または発電	4 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電
	設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。	<u>設備</u> または発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量 を記入すること。
	5~7 [略]	5~7 [略]
	備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和3年4月1日から施行する。